

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（自動車税）</u>		
要望項目名	環境負荷の小さい自動車等に係る税率の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する一方で、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を重課する特例措置（自動車税のグリーン化）について、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車を追加するなど所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年間延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容（現行制度） <軽減> 新車新規登録を受けた場合に、新車新規登録の翌年度分の自動車税を環境性能に応じて軽減。 ・ 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（☆☆☆☆^{（注1）}、重量車☆^{（注2）}に限る）、☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車^{（注3）}：税率を概ね50%軽減 ・ ☆☆☆☆かつ燃費基準+15%又は20%達成車：税率を概ね25%軽減 （注1）☆☆☆☆：排出ガスを平成17年基準に比べ75%以上低減した自動車 （注2）重量車☆：排出ガスを平成17年基準に比べ10%以上低減した自動車 （注3）燃費基準+25%達成車：省エネ法に基づく燃費基準を25%以上向上した自動車 <重課> 新車新規登録から11年あるいは13年を超える場合に、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。 ・ 11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車・LPG車：税率を概ね10%重課 （但し、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く）</p>		
関係条文	地方税法第147条、地方税法附則第12条の3、地方税法施行規則附則第5条、第5条の2		
要望理由	<p>京都議定書に基づく我が国のCO2削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO2排出量を平成22年度において平成2年度比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があり、このため、平成20年3月に閣議決定された「改訂京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「トップランナー基準による自動車の燃費改善」等により、平成22年度までに2,470万t～2,550万tのCO2を削減することが求められているほか、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、次世代自動車について、2020年までに新車販売の2台に1台の割合で導入することを目標としている。</p> <p>また、NO2及びSPMIに係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残っており、未達成地域については出来るだけ早期に環境基準を達成し、達成地域においても良好な環境を維持する必要がある。</p> <p>これらの目標を達成するためには、燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及をより一層促進させることが重要であり、このため、自動車の保有に係る税制において燃費性能及び排出ガス性能に応じた重軽減を行う本特例措置により、自動車ユーザーを燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車へ誘導することが必要である。</p>		
減収見込額	軽減 126 (22516) (初年度)	軽減 118 (23600) (平年度)	(単位：百万円)
	重課 - (23940)	重課 - (23940)	
外の措置	地方税以 既存	<p>・ 国税 環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の 時限的減免措置 エネルギー需給構造改革投資促進税制</p> <p>・ 融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助 株式会社日本政策金融公庫の低利融資</p>	

22 要 年度 の 望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 低公害車普及促進対策費補助 株式会社日本政策金融公庫の低利融資
過 去 の 要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 13 年度：創設 ・ 平成 15 年度：環境性能で軽課対象を重点化し、1 年間延長 ・ 平成 16 年度：軽課対象を新☆制度に見直し、2 年間延長 ・ 平成 18 年度：環境性能で軽課対象を重点化し、2 年間延長 ・ 平成 20 年度：環境性能で軽課対象を重点化し、2 年間延長
本要望に 対応する 縮減案	